

レ質問ニ對シ或ハ本部員ノ為スヘキモノニテ吾々ハ関知セストナシ或  
ハ告發ノ如何ハ吾人ノ自由ナリト道辨ヲ弄シタルト區長  
ヨリソハ當然ノ事ナルス諸君カ自分ニ約束シタルニ依リ  
其ノ履行ヲ訊スナリトテ詰寄ラレ止ムナク九月一日之ヲ實行ス  
ヘシ若然ラサル場合ハ右告發上の確ナル證據ヲキモノト看  
做サレテ差支ヘナシトテ約束シ遂ニ本月三日附ヲ次記要領  
ノ告發書ヲ提出シタルカ一面右區長ノ言動ニ對シ更ニ別紙  
抗議文ヲ全區長及一般従業員ニ郵送頒布シ尙時々區役  
所構内ニ貼紙ヲ為ス等策動ヲ繼續シツ、アルガ一般従業員ニ  
アリテハ何等意ニサレ居ラサル状況ニテ平穩ナリ

### 三 告發要領

1. 東京地方裁判所検事局宛
2. 告發人 思田吉郎 (本部書記)
3. 被告發人 中村吉次郎
4. 罰 名 窃盜 罪
5. 犯罪事實  
昭和四年三月二十四日、今二十八日、四月三、四、六、九、二十一日及  
六月二十三日ノ激度ニ涉リ本郷區役所々有ノ板計六十  
四枚小丸太敷三十六本ヲ窃取シタルモノト云フニアリ
6. 右運搬事實証明者

雨宮喜三郎

(中村取締ノ輩下ナルカ右運搬中組合幹部ニ出合ヒタル)